

(写)

8 台 監 第 3 3 号
令和 8 年 9 月 1 日

殿

台東区監査委員	畑	克	海
同	太	田	龍彦
同	青	鹿	公男

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和 7 年度健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の実施方針

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく審査については、令和 7 年度健全化判断比率審査実施計画に基づき、台東区長から送付された令和 7 年度決算における健全化判断比率の各指標が適正であるか及び健全化判断比率の算定の基礎となる事項が適正であるかを審査した。

2 審査の対象事項

令和 7 年度決算における健全化判断比率の状況及び算定の基礎となる数値の状況とした。

3 審査の実施期間

令和 8 年 8 月 7 日（金）から令和 8 年 8 月 2 8 日（金）

第 2 審査の結果

1 健全化判断比率の状況

令和 7 年度の健全化判断比率は次のとおりである。

（単位：％）

	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
台東区	－	－	－0.5	－
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0

2 各個別の指標

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。実質収支額は黒字であり、－ 7. 9 4 ％と算出された。実質赤字比率は赤字の比率を示す指標であるため、黒字の場合は「－」表示となる。

② 連結実質赤字比率

一般会計等に特別会計を加えた会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。実質収支額は黒字であり、－ 9. 2 8 ％と算定された。連結実質赤字比率は赤字の比率を示す指標であるため、黒字の場合は「－」表示となる。

③実質公債費比率

公債費及び公債費に準じた経費が、標準財政規模に対してどの程度の比重となっているかを表す比率で、過去3か年の平均を用いる。－0.5%と算出された。

④将来負担比率

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、－77.9%と算出された。将来負担比率は充当可能財源が将来負担額を上回るため「－」表示となる。

3 意見

審査に付された令和7年度健全化判断比率は、すべての値が早期健全化基準を大幅に下回った。算定過程に誤りはなく、適正であった。算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成され、根拠となる数値は正確かつ適正であった。

以上のことから、令和7年度健全化判断比率については、その算定において問題ないものと認められる。